

<各論>

各論については、各部局で作成し、随時見直しが可能なものとする。形式としては、優先業務の内容および必須記載項目等を整理したエクセルの表を想定している。欠勤率の想定にこだわらず、各所属の優先業務を選定し、各部局等において実施すべき業務の検討や、対策本部が実施する部局間の人員調整等に活用する。なお、各所属に共通する優先業務については別途調整することとする。

(1) 継続すべき通常業務

| 業務名 | 内容 | 必要人員 | 専門性 | 季節性 | 突発性 | マニュアル等の有無 | 選定理由 | ・・・ |
|-----|----|------|-----|-----|-----|-----------|------|-----|
| 〇〇〇 | | 0.2 | ○ | × | × | ○ | | |
| 〇□△ | | 0.5 | × | 4月 | × | ○ | | |

(記載項目)

- ・必要人員：業務として一定のレベルを確保するために必要となる人員を記入（端数可）※人員の調整を行う際の参考として活用
- ・専門性：主担当者が不在の状況下で、他部局等の職員に半日以内で引き継ぐことが困難である業務
- ・季節性：時期によって重要性が大きく変化する業務
- ・突発性：突発的な事故や自然災害の対応等、予期せぬ事態の発生により対応が必要となる業務
- ・マニュアル等の有無：当該業務の手順等を明記したマニュアル等が存在する業務
- ・選定理由：継続すべき通常業務として選定した理由を以下の項目から選択する（複数選択可能）
 - ①住民の生命に関する業務／②住民の生活に関する業務／③公共交通機関・ライフラインに関する業務
 - ④医療の確保に関する業務／⑤公衆衛生の確保に関する業務／⑥関係機関との連携に関する業務
 - ⑦許認可・届出・検査等に関する業務／⑧重要施策に関する業務
 - ⑨県業務の継続に必要となる内部管理業務（施設管理業務、支払業務、サービスに関する業務等）／⑩その他

(各部局の判断で必要に応じて記載)

- ・担当者名（主担当 副担当）、業務を中止した際の影響および代替措置案、影響に対する支援案等、対応方法等

(2) 実施すべき対応業務

| 業務名 | 内容 | 必要人員 | 専門性 | 季節性 | マニュアル等の有無 | 実施期間 | | | | | | ・・・ |
|-----|----|------|-----|-----|-----------|------|-------|--------|--------|-------|-----|-----|
| | | | | | | 未発生期 | 海外発生期 | 県内未発生期 | 県内発生早期 | 県内感染期 | 小康期 | |
| ○○○ | | 0.2 | × | × | ○ | | | | | | | |
| ○□△ | | 0.5 | × | ○ | ○ | | | | | | | |

流行中のインフルエンザウイルスの感染力・毒性等が高い、もしくは不明の場合のみに実施する。

(記載項目)

- ・業務開始および終了の時期：「総論」3 対応方針を参考として、対応業務の実施時期を明記する。
- ・必要人員：業務として一定のレベルを確保するために必要となる人員を記入（端数可）※人員の調整を行う際の参考として活用
- ・専門性：主担当者が不在の状況下で、他部局等の職員に半日以内で引き継ぐことが困難である業務
- ・季節性：時期によって重要性が大きく変化する業務
- ・マニュアル等の有無：当該業務の手順等を明記したマニュアル等が存在する業務

(各部局の判断で必要に応じて記載)

- ・担当者名（主担当 副担当）等

(3) 自粛もしくは縮小等の対象となる活動

| 活動 | 内容 | 開催時期 | 開催地 | 主催者 | 要請方法 | 周知方法 | 自粛基準 | 再開基準 | 関係機関 | ・・・ |
|-----|----|------|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 〇〇〇 | | 〇月〇日 | 〇× | 〇〇 | 電話 | H P | — | — | 〇□ | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(記載項目)

- ・開催時期：開催時期を記載
- ・開催地：開催地を記載
- ・主催者：主催者を記載
- ・要請方法：自粛の要請等を行う際に用いる方法を記載（通知文、電話、メール等）
- ・周知方法：自粛等の判断を関係者に周知する際に用いる方法を記載（通知文、電話、メール等）
- ・自粛基準：独自の自粛判断基準がある場合に基準を記載
- ・再開基準：独自の自粛判断基準がある場合に基準を記載
- ・関係機関：自粛の判断等を行う際に調整が必要な関係機関等が存在する場合には関係機関名を記載

(各部部局の判断で必要に応じて記載)

- ・自粛等による影響および代替措置案、影響に対する支援案等

※ 県主催および、活動自粛の要請を行う対象として想定される多数の人が集まる活動を対象とする。

※ 自粛もしくは縮小等の対象となる活動の整理を開始する時期等については、状況に応じて滋賀県新型インフルエンザ等対策本部等が指示することとする。（「総論」3 対応方針（2）海外発生期および（3）県内未発生期 参照）

※ 地域的な感染の拡大等が確認され、対策本部が特定の地域を対象とした自粛要請等の判断を行った際に、対象地域に含まれていたとしても、何らかの理由で継続措置について検討する必要がある場合や、対策本部の再開基準とは別に独自の基準がある場合は、自粛基準及び再開基準を記載することとする。